

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大阪市規則第209号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>第18条 条例別表第2の16の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p><u>(1) 母子保健法第15条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報</u></p> <p><u>ア 当該届出を行う者に係る妊婦給付認定（子ども・子育て支援法第10条の9第2項に規定する妊婦給付認定をいう。以下同じ。）又は同法第10条の10の妊婦給付認定の取消しに関する情報</u></p> <p><u>イ 当該届出を行う者に係る子ども・子育て支援法第10条の13第1項の届出に関する情報</u></p> <p><u>(2) 母子保健法第16条第1項の母子健康手帳の交付に関する事務 次に掲げる情報</u></p> <p><u>ア 当該交付を受ける者に係る妊婦給付認定又は子ども・子育て支援法第10条</u></p>	<p>第18条 [同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

の10の妊婦給付認定の取消しに関する
情報

イ 当該交付を受ける者に係る子ども・
子育て支援法第10条の13第1項の届出
に関する情報

(3)・(4) [略]

第22条の2 条例別表第2の20の2の項の市
規則で定める事務は、次の各号に掲げる事
務とし、同項の市規則で定める情報は、当
該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号
に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第10条の9第1
項の妊婦給付認定の申請の受理、その申
請に係る事実についての審査又はその申
請に対する応答に関する事務 次に掲げ
る情報

ア 当該申請を行う者に係る母子保健法
第15条の妊娠の届出に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る母子保健法
第16条第1項の母子健康手帳の交付に
関する情報

(2) 子ども・子育て支援法第10条の10の妊
婦給付認定の取消しに関する事務 前号
に定める情報

(3) 子ども・子育て支援法第10条の13第1
項の届出の受理、その届出に係る事実
についての審査又はその届出に対する応
答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者に係る母子保健法
第15条の妊娠の届出に関する情報

イ 当該届出を行う者に係る母子保健法

(1)・(2) [同左]

第22条の2 [同左]

[新設]

[新設]

[新設]

第16条第1項の母子健康手帳の交付に
関する情報

(4)・(5) [略]

(6) 子ども・子育て支援法第23条第4項の
職権による教育・保育給付認定の変更の
認定に関する事務 第4号に定める情報

(7) [略]

(1)・(2) [同左]

(3) 子ども・子育て支援法第23条第4項の
職権による教育・保育給付認定の変更の
認定に関する事務 第1号に定める情報

(4) [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
は注記である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。